

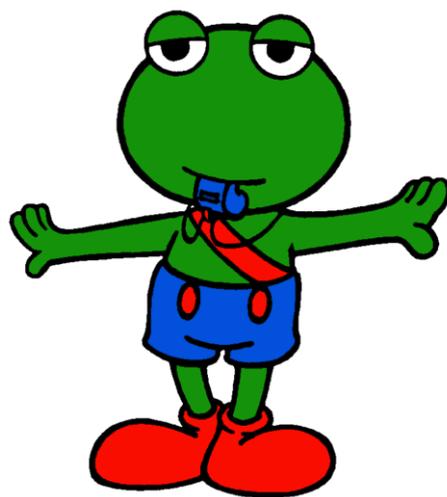
暴走族追放強調運動

暴走を

しない！

させない！

見に行かない！



令和6年

6月1日～30日

茨城県暴走族対策会議

暴走族は

改造した自動車やバイクなどで、爆音・暴走行為や蛇行運転、信号無視等の違法行為を繰り返し、地域住民に危険・迷惑を及ぼしています。

暴力団とのつながり

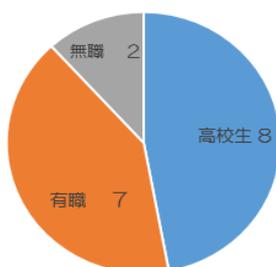
暴走族は暴力団と関係が深く、暴力団から上納金等を強要され、引ったくりや恐喝などの犯罪を起こしたり、暴力団の組事務所に入出入りするうちに、組員として組織に加入させられたりします。

暴走行為は犯罪です

暴走族等に対する警察の取締りの結果、令和5年中は、集団暴走を行った17人が検挙・補導されています。

<集団暴走検挙・補導者数>

令和5年中（17人）



暴走行為をしない
暴走族に加入しない！

暴走族加入のきっかけで最も多いのが、「中学の先輩、同級生に誘われた」です。友人や先輩に誘われても、暴走行為をしない。また、暴走行為を見に行かないようにしましょう。



暴走を しない させない 見に行かない

～地域ぐるみで 暴走族を許さない環境づくりに取り組みましょう～

家庭では

- 暴走行為や暴走族加入の危険性について話し合い、暴走族加入を防ぎましょう。
- 子どもの友人関係に配慮し、また、バイクの改造等に監視の目を向けましょう。
- 暴走族に加入していることを知ったときは、学校や関係機関と連絡をとりながら、暴走族から脱退させましょう。

学校や職場では

- 学校や職場での交通安全教育を進め、交通ルール・マナー遵守を指導しましょう。
- 生徒や同僚が暴走族に加入しないよう、学校や職場での居場所・仲間づくりに努めましょう。
- 暴走族加入者の相談にのり、家族や学校・職場、警察と連携して、暴走族から脱退させましょう。

地域では

- 子供たちへの「声かけ」や地域パトロールなどを通じて、暴走行為や暴走族加入を防ぎましょう。
- 駐車場などの管理を徹底して、暴走族が集合しにくい環境をつくりましょう。
- 暴走族や暴走行為を見かけた場合は、警察に通報しましょう。

お店や工場では

- 自動車・バイク部品等の販売・整備業者は、不正改造の恐れのある部品の販売や不正改造の受注をしないようにしましょう。
- ガソリン販売業者は、不正改造車両へのガソリン販売をしないようにしましょう。